

2020年（令和2年）1月31日

各位

大阪弁護士会

会長 今川 忠

☎ 「全国一斉投資被害110番」の実施について（ご案内）

平成27年6月、商品先物取引について不招請勧誘規定を骨抜きにするような省令の改正がなされました。現時点では改正を原因として被害が増加したという情報はありませんが、引き続き被害実態について情報収集をすることが重要になっております。

最近の状況を見ますと、未公開株、社債、ファンドを始めとする投資詐欺が相変わらず多発しています。平成30年10月から令和元年9月までの1年間に金融庁に寄せられた投資詐欺相談は合計619件にもものぼっており、半数以上が被害後の相談となっているとのことです。さらにFX取引、CO2排出権取引、自然エネルギーへの投資、投資型クラウドファンディング、仮想通貨に関連した投資など新たな手口による被害事例も報告されております。また、投資商品全般で見ましても、金融庁に寄せられた投資商品等に対する相談は、平成30年10月から令和元年9月の間で8,661件に及んでおり、リスク説明が不十分であったり、勧誘方法に問題があったりする被害も生じています。こうしたことから、これら投資被害の救済と予防の運動を推し進めていく必要があります。

そこで、投資被害に遭った消費者からの相談を広く受けるとともに、近時いかなる投資被害が消費者に生じているのかを正確に把握するため、110番を実施いたしますので、どうぞお気軽にお電話ください。

記

実施日時

2020年（令和2年）2月17日（月）午前10時～午後4時

相談電話番号

☎ 06-6315-0430

※110番当日のみの専用ダイヤルになります。

本件に関するお問い合わせ

大阪弁護士会委員会部人権課 消費者保護委員会担当事務局
（問い合わせ用電話番号：06-6364-1227）

以上